

平成24年産稲から生じる副産物等の取扱い

- 1 稲わらの取扱いについて
- 2 粃がら・米ぬか・粃がらくん炭の取扱いについて
- 3 稲わら・粃がらの焼却について

福島県農林水産部

平成24年産の稲から生じる副産物等の取扱いについて、米の放射性物質検査（全量全袋検査を含む）等を踏まえ、以下のとおり内容を整理しましたのでお知らせします。

1 稲わらの取扱いについて

(1) 稲わらの取扱い

稲わらは、以下の暫定許容値以内であることを確認したものを利用してください。

①家畜の飼料として利用

牛及び馬用飼料の暫定許容値 100ベクレル/kg（水分80%当たり）以下

②家畜敷料として利用

牛、馬用（飼料の暫定許容値） 100ベクレル/kg（水分80%当たり）以下

豚、家きん用（土壌改良資材の暫定許容値） 400ベクレル/kg（水分12%当たり）以下

③土壌改良資材として利用

土壌改良資材の暫定許容値 400ベクレル/kg（水分12%当たり）以下

平成24年産の稲わらについては、作付制限区域を除く全ての市町村において行う飼料用稲わらのモニタリング検査結果等を踏まえ、利用を判断します。

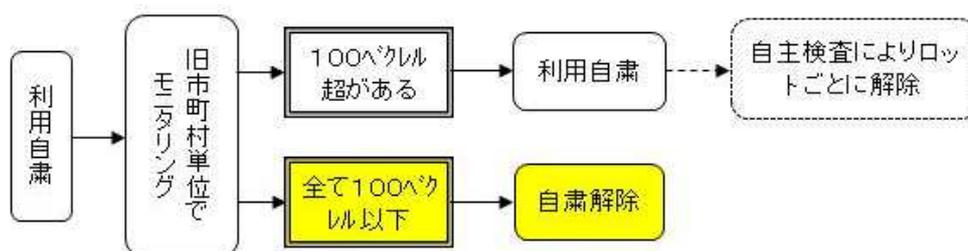
なお、長期間ほ場に放置されたことによる放射性セシウムの濃度上昇が懸念されるため、可能な限り平成24年中の収集に努めてください。また、平成24年産稲わらの利用が可能となった地域であっても、水たまりに長期間浸ったものや、土の混入が多いと思われるものは、セシウム濃度が高くなる傾向にあるため、利用を控えてください。

平成25年以降に収集された稲わらの取扱いについては、別途お知らせします。

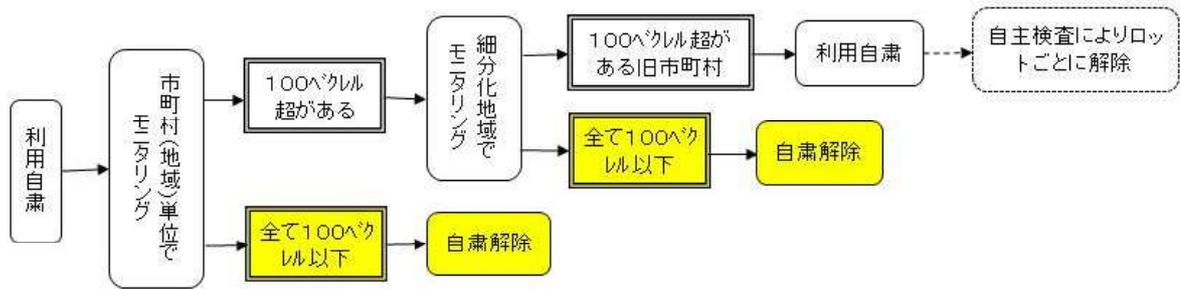
<稲わらの飼料としての利用判断方法>

1 調査地域あたり5地点以上について調査を実施し、全てが暫定許容値以下となった場合は、流通・利用の自粛が解除となります。

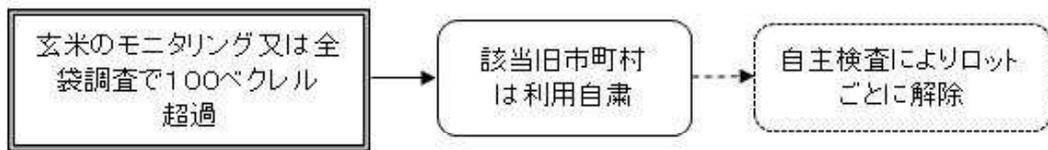
① 24年産米の事前出荷制限区域の場合



② その他の区域の場合



※ 米の放射性物質検査(全量全袋検査を含む)で100ベクレル/kgを超過した場合



(2) 稲わらの土壌改良資材としての利用

利用可能な地域

稲わらのモニタリング検査結果が400ベクレル/kg(水分12%)^{注)}以下の市町村等利用を自粛する市町村

- ①稲わらのモニタリング検査結果が400ベクレル/kg(水分12%)^{注)}を超えた市町村等
- ②米の放射性物質検査(全量全袋検査を含む)を実施した結果、玄米の放射性セシウム濃度が100ベクレル/kgを超えた旧市町村

注) 飼料用稲わらのモニタリング検査結果は、水分80%の値で表しています。

稲わらを土壌改良資材で利用する場合には、飼料用稲わらのモニタリング検査結果(水分80%)の値を4.4倍した値が土壌改良資材の暫定許容値(水分12%)の値となります。

土壌改良資材400ベクレル/kg \div 92ベクレル/kg(水分80%) \times 4.4(水分12%換算係数)

2 粳がら・米ぬか・粳がらくん炭の取扱いの扱いについて

粳がら、米ぬか、粳がらくん炭の利用については、米の放射性物質検査(全量全袋検査含む)の結果で判断することになります。

米の放射性物質検査(全量全袋検査を含む)結果については、農林事務所農業振興普及部・農業普及所及び市町村等に確認してください。

米の放射性物質検査(全量全袋検査を含む)において、旧市町村すべて暫定許容値以下であった場合は、地域での利用が可能となります。

ただし、①生産者毎(又はロット毎)の各副産物の放射性セシウム濃度の推計値(各濃度比を用いた濃度)が暫定許容値以下であった場合、②各副産物の放射性セシウム濃度を分析装置で測定して暫定許容値以下であった場合は、当該ロット毎に区分して各副産物を管理することで、粳がら、米ぬか、粳がらくん炭の利用が可能となります。

(1) 籾がらの取扱いについて

籾がらの利用は、玄米に対する籾がらの濃度比「3」を用いて判断します。

このため、玄米が130ベクレル/kg以下の地域については、土壌改良資材・敷料としての利用が可能です。

(2) 米ぬかの取扱いについて

米ぬかの利用は、玄米に対する米ぬかの濃度比「8」を用いて判断します。

このため、玄米が50ベクレル/kg以下の地域については、土壌改良資材としての利用が可能です。

ただし、米ぬかを単体で家畜の飼料として利用する場合は、牛、馬、豚及び家きんなどの畜種毎の暫定許容値以下であることを確認したうえで利用してください。

(3) 籾がらくん炭の取扱いについて

籾がらくん炭は、玄米に対する籾がらくん炭の濃度比「10」を用いて判断します。

このため、玄米が40ベクレル/kg以下の地域については、土壌改良資材としての利用が可能です。

3 稲わら・籾がらの焼却について

稲わら及び籾がらは、焼却することをできる限り差し控え、たい肥化等を行ってください。

個別の利用が難しい場合は、地域の畜産農家や園芸農家、あるいはたい肥センターとの連携により利活用してください。

4 その他

(1) 利用が制限された稲わら・籾がらの取扱い

利用が制限された稲わら・籾がらは、生産された水田へのすき込みによる還元、又はたい肥の副資材に活用(たい肥は400ベクレル/kg以下のものを生産)してください。

なお、家畜の敷料、野菜等の敷きわらや土壌改良資材としては利用をせず、代替え資材を利用してください。

(2) たい肥の副資材としての利用

籾がら・稲わらをたい肥の副資材として利用する場合は、暫定許容値に関係なく利用できますが、生産されたたい肥は400ベクレル/kgを超えないことを確認のうえ、譲渡や利用を行ってください。

(3) 利用判断表

各地域の利用判断表は、以下のアドレスから確認願います。

http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kenkyuukaihatu/gi_jyutsufukyuu/06ganba_joho/33-hyo.pdf

問い合わせ先：農林水産業に関する相談窓口(電話：024-521-7319)
ホームページ：農林水産部農業振興課ホームページ(PDF形式ファイル)
URL：http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=10786

(他の農業技術情報等をご覧いただけます)

モバイル県庁：福島モバイル県庁→お知らせ・各種情報→農業技術情報
(右欄に掲載のQRコードよりご覧いただけます)

ふくしま新発売：以下のホームページより最新の農林水産物モニタリング
情報、イベント情報等をご覧いただけます。

URL：<http://www.new-fukushima.jp/>



モバイル版 QRコード